

## 下関市パブリックコメント実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、下関市市民協働参画条例（平成17年条例第134号。以下「協働参画条例」という。）第9条において、市民参画の方法の一つとして例示されているパブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市民の意見を考慮した行政の意思決定を行う仕組みを確立し、もって市民の市政への参画を促進し、公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱においてパブリックコメントとは、本市の基本的な施策等を決定する過程において、その施策等の案を広く市民に公表し、これに対して市民から提出された意見等の概要及びこれに対する市の考え方等を公表するとともに、その市民から提出された意見等を考慮して当該施策等の決定を行う一連の意見募集に関する手続きをいう。

2 この要綱において実施機関とは、協働参画条例第2条第7号に規定する実施機関をいう。

### (対象事項)

第3条 パブリックコメントを実施すべき対象（以下「実施対象」という。）は、協働参画条例第8条に規定する市民参画の対象とする。

2 実施対象の判断は、協働参画条例の趣旨を尊重し、実施機関が自らの責任において個別に行うものとする。

### (公表時期等)

第4条 実施機関は、実施対象について意思決定を行う前の適切な時期に、当該実施対象の案を公表する。

2 実施機関は、実施対象の案を公表するときは、併せて次に掲げる関係資料を公表するように努めるものとする。

(1) 実施対象の案を作成した趣旨、目的及び背景

(2) 実施対象の案の概要

(3) その他実施対象の案に関する資料

(公表方法等)

第5条 前条に規定する公表は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 市のホームページへの掲載

(2) 実施機関が指定する場所での閲覧又は配布

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公表する実施対象の案の内容が著しく多大であるため、その全部を市のホームページに掲載することが困難な場合にあつては、その一部をこれに掲載しないことができる。この場合において、実施機関は、当該実施対象の案について、全体の入手方法を明示するものとする。

(意見提出の期間及び方法)

第6条 実施機関は、次に掲げる方法により、実施対象の案に対する市民からの意見の提出を受け付けるものとする。

(1) 郵便

(2) ファクシミリ

(3) 電子メール

(4) 実施機関が指定する場所への書面の提出

2 前項に規定する意見の提出期間については、実施機関が、市民が意見を提出するために必要と判断される期間等を勘案し、1か月程度を目安として定め、第4条に規定する実施対象の案の公表時において、当該期間について明示するものとする。

3 意見を提出しようとする市民は、意見を提出する際に、住所、氏名又は団体名及び電話番号を明記しなければならない。

4 実施機関は、実施対象の案に対する意見と併せて当該意見を提出した市民の住所、氏名又は団体名を公表する場合には、実施対象の案の公表時において、その旨を明示するものとする。

5 前各項に規定するもののほか、実施対象の案に対する意見提出の方法等の必要な事項については、第4条に規定する実施対象の案の公表時において、明示するものとする。

(提出された意見の処理)

第7条 実施機関は、前条の規定により提出された意見を考慮して、実施対象

について最終的な意思決定を行うものとする。

2 実施機関は、前項の意思決定を行ったときは、前条の規定に基づき市民から提出された意見及びこれに対する市の考え方を公表するものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

(1) 賛否の結論のみを示した意見

(2) 内容が実施対象の内容に合致しない意見

(3) 前条に規定する意見提出の定めに違反して提出された意見

(4) 下関市情報公開条例（平成17年条例第16号）第6条第1項に掲げる情報に該当する意見（前条第4項に規定する場合を除く。）

3 前項の公表に当たっては、意見の提出者への個別の回答は行わないものとし、提出された意見が多い場合には、類似の意見及びこれに対する市の考え方をまとめて公表することができるものとする。

4 第2項に規定する公表の方法については、第5条第1項の規定を準用する。

（一覧の作成及び公表）

第8条 市長は、パブリックコメントの実施状況に関する一覧表を作成し、本市のホームページに掲載するものとする。

（その他）

第9条 前各条に定めるもののほか、パブリックコメントの実施に関し必要な事項は、実施機関が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成17年2月14日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現に実施の途上にある実施対象については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

この要綱は、平成18年6月29日から施行する。